

学校法人高松学園
飯田女子短期大学
機関別評価結果

令和3年3月12日
一般財団法人大学・短期大学基準協会

飯田女子短期大学の概要

設置者	学校法人 高松学園
理事長	高松 彰充
学 長	高松 彰充
A L O	新海 シズ
開設年月日	昭和 42 年 4 月 1 日
所在地	長野県飯田市松尾代田 610

<令和 2 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
家政学科	家政専攻	40
家政学科	生活福祉専攻	40
家政学科	食物栄養専攻	50
幼児教育学科		80
看護学科		60
	合計	270

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	地域看護学専攻	15
専攻科	助産学専攻	5
専攻科	養護教育専攻	10
	合計	30

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

飯田女子短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和3年3月12日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和元年7月19日付で飯田女子短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神「うつくしく生きる」を学長の講義、全学集会、宗教行事等、多くの機会です学生への周知と理解を図っている。多様な公開講座及び出前講座を開講するとともに、近隣の自治体及び企業と協定を結ぶなど、地域・社会に貢献している。

教育理念・教育目的・教育目標、学習成果を建学の精神に基づいて定め、学内外へ表明している。三つの方針を一体的に定め、学内外へ表明し、各学科・専攻会、教務委員会で定期的な点検を行っている。

全教職員参加で毎年自己点検・評価を行い、その結果を「白書」として公表している。アセスメント・ポリシーを毎年点検し、学習成果を査定し、得られた内容を各教員が授業概要に反映させることで、内部質保証に取り組んでいる。

卒業認定・学位授与の方針は、各学科・専攻課程の学習成果に対応している。教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応し、教育課程は短期大学設置基準にのっとり、幅広い教養と基礎となる知識を修得できるよう編成されている。入学者受入れの方針は、学校案内及び学生募集要項等で明確に示している。三つの方針は明確に示されており、カリキュラムマップは各学科の授業概要で明示している。GPA分布を作成し、教務委員会で学習成果の獲得状況について確認している。また、卒業後評価アンケートを実施し、学習成果の点検に活用している。

学生による授業評価や学内公開授業の結果を分析し、授業改善に活用している。クラスアドバイザーを中心にきめ細かい学習支援を行っている。成績不振の学生等、配慮を必要とする学生に対する対応は充実している。学生の生活支援は、拡大教授会、各学科・専攻会において情報の共有を行い、全学的に連携を図っている。各学科・専攻課程で職業教育に取り組むとともに、学生委員会を中心に学生課、クラスアドバイザーが連携して、資格取得、就職試験対策等の就職支援を行っている。

教員組織は、短期大学設置基準を充足しており、教員の採用・昇任は、教員任用規程等に基づき適正に行われている。教員の研究活動については、毎年紀要を発行し、研究成果を公開している。FD委員会を規程に基づいて組織し、FD活動の成果をFD通信にまとめてウェブサイト公表している。事務組織は組織規程等に基づいて整備され、責任体制は

明確である。SD 活動は規程に基づいて行われており、SD 研修のテーマは工夫されている。

校地・校舎の面積は、短期大学設置基準を充足しており、運動場、体育館・図書館等を有しており、障がい者にも配慮している。固定資産及び物品管理規程に基づき、固定資産や物品等の維持管理は適正に行われている。危機管理基本方針及び危機管理ガイドラインを定め、災害に備えている。各学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づき、機器・施設の整備、技術的サービス、専門的な支援の向上と充実を図っている。

財務状況は、学校法人全体で過去3年間のうち2年間、短期大学部門で過去3年間、経常収支が支出超過である。短期大学の教育研究経費比率は適正であり、学習資源等への支出配分は適切に行われている。

理事長は、学校法人の教育理念・教育目的等を明確に理解し、学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮している。理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

学長は、短期大学の使命及び地域から期待される役割を認識し、教授会の意見を聴いた上で最終的な決定を行っている。教授会は学長の諮問に応じる審議機関として、教育研究上、短期大学運営上必要な事項を審議している。

監事は、理事会及び評議員会に出席し、学校法人の業務及び財産の状況について意見を述べている。監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出するとともに、毎年度事項を定めて重点監査を実施している。評議員会は、理事長を含め役員の諮問機関として審議を行っている。教育情報及び財務情報は、短期大学のウェブサイト、学生便覧等で公表・公開している。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 建学の精神の学生への周知と理解を、学長の講義、全学集会、宗教行事等、多くの機会で行っている。全学集会での学生による感話発表では、自身の体験を発表し、他の学生と共有している。この経験は、発表する側、聞く側、双方の自己開発につながり、社会人となっても生かせるものとなっている。
- 公開講座・出前講座については、多分野にわたって開講し、地域・社会への貢献度は大きい。地元自治体及び企業と協定を結び、貢献活動を行い、地域に深く根付いている。

- 短期大学内に地域連携センター「わいわい広場」が設けられ、地域の親子が自由に集える場となり、母親が安心して育児が行えるよう支援しており、授業内やゼミ、ボランティアで多くの学生が参加しており、実践的な学びの場として成果を上げている。

[テーマ C 内部質保証]

- 毎年度自己点検・評価を行い、その結果を「白書」としてまとめ公表している。また、仁愛女子短期大学と、定期的に相互評価を行っており、相互評価報告書を全教職員に配信するとともに、ウェブサイトで公表しており、継続的に内部質保証に努めている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ B 学生支援]

- 看護学科が独自に作成した『こう学習すればわかる 聴く・読む・調べる・書くコツはこれだ！ 第4版』は、学生の履歴書やレポート作成の副読本として活用され、学生の意見を聴きながら改訂を重ねている。
- 成績不振の学生については、各学生の状況を踏まえて、個別に補講や面談等を行っており、障がいのある学生については、障害学生支援委員会を設けるとともに、「配慮願」を踏まえて入学前から相談に応じるなど、学生支援が充実している。
- 1クラスに1～2名のクラスアドバイザーが配置され、学生の学業・修学、心身の健康管理、奨学金等、学生生活全般について幅広く相談に応じ、助言するなど、学生の学習成果の獲得に向けて支援が行われている。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ D 財的資源]

- 学校法人全体で過去3年間のうち2年間、短期大学部門で過去3年間、経常収支が支出超過である。中長期計画に沿って安定した財務基盤の確立を図ることが望まれる。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

なし

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神「うつくしく生きる」を学長の講義、全学集会、宗教行事等、多くの機会です学生への周知と理解を図っている。全学集会は学生が運営を担当し、導師の主導による礼拝、感話発表を行い、建学の精神の浸透を図っている。学生による感話発表では、自身の体験を発表し、他の学生と共有している。この経験は発表する側、聞く側、双方の自己開発につながり、社会人となっても生かせるものである。

公開講座・出前講座については、令和元年度は50に及ぶ講座を多分野にわたって開講し、「介護福祉士実務者研修」等は、実務的・実践的な講座として、多くの受講者を受け入れている。地元の市とは様々な分野で相互の連携・協力関係にあるほか、近隣の自治体及び企業と協定を結び、貢献活動を行っている。地域唯一の高等教育機関であり、地域に深く根付いている。令和元年度入学生からのボランティア活動の単位化により、今後更に貢献活動が活発化することが期待される。

教育理念・教育目的・教育目標、学習成果を建学の精神に基づいて定め、学生便覧・授業概要・ウェブサイトへの掲載、新入生オリエンテーション、保護者会での説明等で学内外へ表明している。卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針を一体的に定め、学内外へ表明しており、各学科・専攻会、教務委員会で定期的な点検を行っている。

自己点検・評価のため、規程・組織を整備し、全教職員が活動を行っている。自己点検・評価結果を毎年「白書」として公表している。自己点検・評価活動において、地域の高等学校や姉妹校との連絡懇談会、理事会・評議員会での意見を改善のために活用し、内部質保証に取り組んでいる。

教育の質保証については、アセスメント・ポリシーを毎年点検しており、学習成果を査定し、得られた内容を各教員が「授業概要」に反映させることで内部質保証に取り組んでいる。ただし、学生の授業評価について、非常勤教員の科目で実施されていない部分があるので改善が望まれる。関係法令を適宜確認し、遵守している。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は、各学科・専攻課程の学習成果に対応している。教育課程

編成・実施の方針を明確に示し、卒業認定・学位授与の方針に対応している。カリキュラムマップは各学科のシラバスである「授業概要」の中に明示され、学習成果を示している。シラバスは、必要な項目を学生に分かりやすく編集している。履修できる単位数の上限が定められている。

教育課程は、幅広く深い教養を培うよう編成されている。理学系の科目も含め基礎教養科目は充実している。職業への接続を図る職業教育は、各学科・専攻課程で資格取得に向けて専門教育科目が履修できる体制を整備している。

入学者受入れの方針は、学校案内や学生募集要項等で明確に示している。入学試験における選考基準を設定し、公正かつ適正に実施している。入試事務局を設け、問合せに対応している。

学習成果は、教育理念、教育目標及び各学科・専攻課程の教育目的とともに明文化されている。各科目の学習成果もカリキュラムマップやシラバスに記載され、卒業率・就職率・進学率のほか、成績評価、国家試験合格率、免許・資格取得率を用いて具体的に測定している。GPA分布を作成し、教務委員会で学習成果の獲得状況について確認している。各学科・専攻課程の専門分野に関してはポートフォリオの活用が進められ、全学共通の基礎教養科目に関して「学習成果ノート」を作成した。ただし、各学科・専攻課程単位で様々な課題に取り組んではいるが、カリキュラムツリーやルーブリックの作成・活用は学科・専攻課程での個別の取組みになっているので改善が望ましい。また、学生が自分自身の成長を点検できるポートフォリオやルーブリック等のツールの充実に努力されたい。

平成26年度から30年度までの5か年計画で「卒業後評価アンケート」を実施した。

教員は、厳格に学習成果の獲得状況を評価し、把握している。学生による授業評価や学内公開授業の結果を分析し、授業改善に活用している。クラスアドバイザーによるきめ細かい学習支援が行われている。事務職員は、学生の履修状況や出席に関する情報を共有化し、学生が卒業するまでの支援を幅広く行っている。成績不振の学生等、配慮を必要とする学生に対する対応が充実している。

学生の生活支援のための教職員の組織は明確であり、拡大教授会、各学科・専攻会において情報の共有を行い、全学的に連携を図っている。学生の健康管理は、健康センターを設けるとともに、全教職員で対応している。独自の奨学金も設けている。就職活動の手順を示した「就職活動ノート」を作成し、学生委員会を中心に学生課、クラスアドバイザーが連携して、資格取得、就職試験対策等の就職支援を行っている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、短期大学設置基準を充足している。教員の採用、昇任は、「教員任用規程」及び「教員選考規程」に基づき、学位、教育・研究業績等を確認した上で適正に行われている。専任教員の職位、教育・研究業績等は、ウェブサイトで公表している。

毎年「紀要」を発行し、研究成果を発表している。研究活動に関する規程は整備され、研究倫理を遵守するため、学外有識者を含む研究倫理委員会を設置している。FD活動の成果は、FD通信にまとめてウェブサイトで公開している。

事務組織は「組織規程」等に基づいて整備され、責任体制も明確である。SD研修を行い、

教育研究活動等の充実を図っている。拡大教授会に各部署の課長以上が出席し、情報共有に努めている。

教職員の就業は、「就業規則」にのっとり適正に管理されている。

校地・校舎の面積は、短期大学設置基準を充足しており、運動場、体育館・図書館等を有している。障がい者への対応として、校舎の入口等にはスロープ、本館・介護棟には多目的トイレ、駐車場には障がい者優先ゾーンが配置されている。図書館は十分な蔵書を有している。

「経理規程」、「固定資産及び物品管理規程」を定め、固定資産や物品等の維持管理を適正に行っている。「危機管理基本方針」、「危機管理ガイドライン」を定め、毎年防災訓練を学生、教職員、全員参加で実施している。

学内の技術的資源は、管理部が担当教員と連携を図りながら、機器・施設の整備、技術的サービス、専門的な支援の向上と充実を図っている。

財務状況は、学校法人全体で過去3年間のうち2年間、短期大学部門では過去3年間、経常収支が支出超過である。短期大学部門の教育研究経費比率は適正であり、学習資源等への支出配分は適切に行われている。

経営状況は全教職員が認識し、危機意識を共有している。今後、中長期計画に沿って、進捗管理と必要に応じた修正を行いながら財政の健全化に向けた努力の継続が望まれる。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、学校法人の教育理念・教育目的等を明確に理解し、建学の精神の表記・説明の見直しや中長期計画の策定及び遂行等、学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮している。理事会は寄附行為に基づいて開催され、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

学長は、短期大学の使命及び地域から期待される役割を明確に認識し、教授会の意見を聴いた上で最終的な決定を行っている。また、必修科目である「美しく生きる」の講義を担当するなど、建学の精神に基づく教育研究を推進している。教授会は審議機関として位置付けられ、学校教育法に定める事項のほか、学則の制定・改廃等、教育研究上、短期大学運営上必要な事項を審議している。

監事は、学校法人の業務及び財産の状況について監査するとともに、理事会及び評議員会に毎回出席して意見を述べている。また、理事の業務執行状況を確認している。監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出するとともに、毎年度事項を定めて重点監査を実施している。監査報告書の監査を実施した対象については、改正後の私立学校法第37条第3項にのっとり記載されたい。

評議員会は、寄附行為に基づいて開催され、予算及び事業計画、事業に関する中期的な計画、重要な財産の処分、寄附行為の変更などに関し、理事長を含め役員との諮問機関として審議を行っている。

教育情報については、ウェブサイト、学生便覧、各学科・専攻課程の「授業概要」等で公表されている。また、財務情報については、事務局に備えて閲覧に供するとともに、ウェブサイトでも公表されている。